

回 答 書

こども家庭室

「困難な問題を抱える女性居場所提供支援事業費補助金」に係る公募について、次のとおり質問がありましたので、回答いたします。

※質問の趣旨を明確にするため、いただいた質問文を一部要約・修正して掲載しております。

質問①

「5 事業内容及び実施方法（4）ステップハウス④留意事項エ」について、女性相談支援センターは当施設のケースについての助言や会議への出席をしてくれるということか。

【回答①】

事業の実施や自立支援計画の策定にあたっては、適宜、女性相談支援センターに情報を共有しながら、必要に応じて助言させていただきます。また、会議についても必要に応じて女性相談支援センターも出席させていただきます。

質問②

公募要領「8 応募方法等について（2）応募書類⑦」について、今年度からの新規団体となるので前年度の実績はありません。支援責任者が今まで活動していた事業報告書、収支決算書であれば用意できる。

【回答②】

新たに団体等を立ち上げる場合は、団体構成員の支援経歴等が分かる書類をご提出ください。支援経歴等の内容が確認できる場合は、事業報告書や収支決算書等の資料をご提出いただいても差し支えありません。

質問③

公募要領「8 応募方法等について（2）応募書類⑧」について、ホームページはできているがリーフレット作成は間に合わないと思えるためホームページのみでもよいか。

【回答③】

応募事業を理解するための参考資料として提出するものであり、形式は問いません。ホームページを参考資料として提出いただく場合は、PDF 等のデータをご提出ください。

質問④

予算の旅費計上は、単価×距離×回数とすればよいか。単価はどの程度が適切か。

【回答④】

旅費の算定に当たっては、各交通手段、所要時間、運賃等を総合的に勘案し、最も経済的な通常の経路及び方法を選択してください。交通費の算定方法は、利用交通手段に応じて合理的に積算してください。なお、自家用車の場合は、県の取扱いに準じて自家用車走行距離 1km（端数切捨）あたり 37 円で積算することが想定されます。（例：37 円×10km×4 回=1,480 円）

質問⑤

公募要領「8 応募方法等について（2）応募書類⑤」の 4、部屋とは使用する場所だけの間取りでよいか。2 階建ての家屋だが 1 階のみ使用契約としている。

【回答⑤】

施設等状況調書（様式第 5 号）の 4「部屋」には当該事業に使用する場所のみ記入してください。なお、使用契約を交わす場合は、公募要領「4 事業実施体制に関する要件（5）」に示すとおり、あらかじめ契約相手に利用目的を明示してください。

質問⑥

県に計画案を事前に確認していただくことは可能か。

【回答⑥】

計画案事前に確認することはありません。

補助金交付対象事業者の決定後、事業の実施内容（計画も含む）について県と協議のうえ、決定します。

質問⑦

職員の雇用は雇用契約が必要ですか。謝金でも大丈夫でしょうか。

【回答⑦】

職員の雇用契約の有無は問わず、謝金による事業実施でも構いません。

「補助金に関する Q&A」の Q3 に示すとおり、人件費等については、賃金台帳や銀行の振込履歴等により、本事業に従事する職員に実際に支払われていることを確認します。

質問⑧

補助金上限 300 万円の場合、正社員一人（社会保険込み）の人件費が捻出できるかどうかの額です。職員は短時間のパート（社会保険なし）の前提で考えたらいいでしょうか。

【回答⑧】

職員の雇用形態及び勤務時間等については任意です。

質問⑨

補助金上限の関係でパートとしても常駐の職員を配置する人件費は見込めません。利用者とは、電話等で、連絡がとれる体制でよろしいでしょうか。

【回答⑨】

常駐職員の配置は必須ではありません。

公募要領「4 事業実施体制に関する要件（3）」に示すとおり、利用者とは電話等で連絡が取れる体制を整えるとともに、緊急時対応の連絡体制を確保する必要があります。

質問⑩

警備会社との契約（費用がかかりますが）も対象になりますか。

【回答⑩】

警備会社との契約費用については、事業の実施に必要であり、かつ補助対象経費の区分に該当する場合に限り対象となり得ます。

具体的な取扱いは、契約内容や業務実態を確認した上で県と協議してください。

質問⑪

スタッフの人件費や家賃等を考えると、すべての事業を満遍なく実施することは、難しいと考えます。例えばアウトリーチは、実施実績があれば、実施回数は問いませんか。

【回答⑪】

アウトリーチ支援について実施回数は問いませんが支援内容について県と協議のうえ決定します。

なお、公募要領「5 事業内容及び実施方法（1）～（4）」について全て実施していただく必要があります。

質問⑫

居場所も、常設ではなく、例えば施設の研修室等を借りて開催してもいいでしょうか。宿泊は団体の事務所やビジネスホテル等の利用は可能でしょうか。

【回答⑫】

公募要領「4事業実施体制に関する要件（5）」に示すとおり、居場所の提供及びステップハウスについて、それぞれ1世帯以上受け入れ可能な体制を有している必要があります。

そのため、一時的な研修室やホテル利用は認められません。なお、団体事務所の利用は可能ですが、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮する必要があります。

質問⑬

現在私どもの居場所を長期利用している人がいます。ハローワークを通して職業訓練を実施（終了）、面接を繰り返していますが、30代で、勤務実績がないということで、正社員採用にならず、アルバイトを続けています。アルバイトで一定の収入があり、光熱費など負担が可能になったとしても、雇用が安定していないため（アパートの審査にも落ちているので）ステップハウスの対象者になりますか。（現在は、1日500円の利用料のみで、電気、ガス、水道料は徴収していないため、家賃に加えて光熱費も団体からの持ち出しになっています）。

【回答⑬】、

生活再建や生活習慣の改善等の生活支援や就労支援等が必要とされる場合はステップハウス利用の対象者となり得ます。なお、利用者の負担については「5事業内容及び実施方法（4）ステップハウス③利用者負担」に示す通り、あらかじめ利用者に負担する金額を知らせ、同意を得るとともに、負担金に係る帳簿を整備する必要があります。

質問⑭

現在の居場所（ステップハウスに該当するかと思います）を、事業途中で、移転することは可能でしょうか。

【回答⑭】

事業開始後の移転は可能ですが、利用者に負担が生じないこと、また受け入れできない期間が生じないように、あらかじめ県へ協議してください。

質問⑮

居場所やステップハウス利用者、職員の駐車料金は対象になりますか。

【回答⑮】

事業実施に必要な駐車料金は使用料及び賃借料に該当し、補助対象になります。